令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務に 係る参加希望書類の公募要領

環境省

令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務 に係る参加希望書類の公募要領

1. 総 則

環境省及び原子力規制委員会(以下「当省」という。)が締結する令和5年度一般乗 用旅客自動車使用に関する業務に係る公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務

(2)業務内容

公務における一般乗用旅客自動車の使用

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)環境省大臣官房会計課長又は原子力規制委員会から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 関東運輸局から認可を受けており、営業区域が「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」であること。
- (6) 深夜時間帯に配車可能な車輌を200台以上保有し、その車輌すべてにETC 車載機が装着されていること。
- (7)料金後払いタクシー乗車券を使用できること。
- (8) 別添仕様書に基づくタクシー乗車券を無償で発行・納入できること。
- (9) タクシー乗車券の請求があった際、必要な数量を請求日を含む3営業日以内に 納入可能なこと。
- (10) 月毎に使用料金を取りまとめ、使用したタクシー乗車券及び部局別使用明細書 その他担当職員が依頼する書類を添付し、当省が指定する日までに料金の請求ができること。
- (11) 事務手数料が無料であること。
- (12) 降車時に、利用料金(有料道路通行料を含む。)の領収書(レシート)を提出すること。
- (13) 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。
- (14) タクシー運転手の不注意による事故等のため、当省職員等に損害又は傷害を与

えた場合、損害賠償の責を負うこと。

- (15) 乗車料金は、道路運送法第9条の3第1項の認可を受けた料金とする。
- (16) 電話等による配車を迅速に行うこと。
- (17) 乗車距離等に限らず車を配車すること。
- (18)「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月25日閣議決定) の「旅客輸送(自動車)の判断の基準」(以下「判断基準」という。)を満たして いる又は契約期間において判断基準を満たす取り組み等を行う旨の誓約書を提出 できること。
- (19) 別紙1に定める暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 4. 参加希望書類の募集に関する質問の受付及び回答
 - (1) 提出先

東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館24階) 環境省大臣官房会計課契約第1係 電話:03-3581-3351 内線6049

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール(KEIYAKU@env.go.jp)により提出すること。 なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡 すること。

(3) 提出期間

令和5年1月23日(月)16時まで (持参の場合は12時~13時を除く)

(4) 回答方法

令和5年1月24日(火)までに環境省ホームページの「申請・手続」>「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「参加者確認公募以外の公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

- 5. 提出書類、提出期限等
 - (1)提出書類(別添様式1)
 - ①3 (5) で示す許可書の写し
 - ②3 (6) を証明できる書類
 - ③3(15)を満たしていることが分かる資料(見積書)
 - ④3 (18) の判断基準を満たしていることが分かる資料、又は判断基準を満たす取り組み等を行う旨の誓約書(別添様式2)
 - (5)会社概要(財務書類を含む)、運送約款
 - (2) 提出期限等
 - ①提出期限

令和5年2月2日(木)16時

- ②参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
 - 4 (1) に同じ
- (3) 書面による提出の場合
 - ① 提出方法

持参又は郵送 (提出期限必着) による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。

② 提出部数

2部

③ 提出場所

4 (1) に同じ。

- (4) 電子による提出の場合
 - ① 提出方法

電子ファイル (PDF形式) により、電子メール * 1 で送信、又は DVD-ROM 等に保存して持参又は郵送 * 2 で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

- *1電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
- *2郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所

電子メールの場合: KEIYAKU@env.go.jp DVD-ROM 等の持参又は郵送の場合: 4 (1) に同じ

- (5) 提出に当たっての注意事項
 - ア 受付時間は、平日の10時から16時までとする。(12~13時は除く)
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。提出期限までに提出 先に現に届かなかった参加希望書類は、無効とする。
 - ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降 は再提出を行うことはできない。
 - エ 提出された参加希望書類は、返却しない。
 - オ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした 者に対して指名停止を行うことがある。
 - カ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙1において示す暴力団排除に関する 誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明 記すること。

- 7. 審査の実施及び契約について
- (1)提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3.に定める応募

資格要件を満たしているかの審査を行う。

- (2) 審査結果は、参加希望書類の提出者に遅滞なく通知する。
- (3) 応募資格要件を満たしている者が複数ある場合には、複数者と契約を締結するものとする。
- (4) 契約を締結した場合でも、利用しない場合がある。
- (5) 契約書(案)は、別紙2のとおり。

8. その他

- (1) 応募資格要件を満たしている者が、契約を締結する前に道路運送法第9条の3 第1項の認可を受けた料金に変更が生じた場合は、速やかに変更後の認可書の写 し及び見積書を提出すること。
- (2) 契約締結日は、本業務に係る令和5年度予算(暫定予算を含む。)が成立した日 以降とする。また、暫定予算となった場合、全体契約期間に対する暫定予算の期 間分のみの契約とする場合がある。

質問書

業務名	令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務
会 社 名	
住所	
担当者	部署名: 氏 名:
担当者連絡先	TEL:
	E-mail:
質問事項	

令和 年 月 日

環境省大臣官房会計課長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者役職・氏名

令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務 に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。 応募資格要件を満たしていることを添付資料のとおり証明します。 なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 公募要領3(5)で示す許可書の写し
- 2 公募要領3 (6) を証明できる書類
- 3 公募要領3(15)を満たしていることが分かる資料(見積書)
- 4 公募要領3 (18) の判断基準を満たしていることが分かる資料、又は判断基準を満たす取り組み等を行う旨の誓約書(別添様式2)
- 5 会社概要(財務書類を含む)、運送約款

担当者連絡先	
部署名:	
責任者名:	
担当者名:	
T E L:	
E-mail:	

誓 約 書

貴職と、令和5年度一般乗用旅客自動車使用に関する業務の契約を締結した場合、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月25日一部改正)の「旅客輸送(自動車)の判断の基準」を満たす取り組みを行います。

令和 年 月 日

環境省大臣官房会計課長 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者役職・氏名

公募要領3(8)に示すタクシー乗車券の仕様書

1 サイズ

タクシー乗車券(当省の控えである半券を含む。)のサイズが概ね横14 cmから 18 cm、縦6 cmから8 cmであること。

- 2 タクシー乗車券と半券にミシン目等が入っていて、半券も含め、1枚ごとの切り 離しができること。
- 3 タクシー乗車券記載事項
 - (1) タクシー乗車券 (表面)
 - ① 会社名(「環境省」、「原子力規制委員会」と記載すること。)
 - ② 経路
 - ③ 氏名
 - ④ 年月日時分(打刻機により使用日時が印字できる空白があること)
 - ⑤ 部課名コード
 - ⑥ 乗車券通し番号(半券と共通番号)
 - ⑦ 承認印の押印欄
 - ⑧ 料金(運賃と有料道路通行料を分けて記載のうえ、合計料金を記載できること。)ただし、有料道路通行料欄は「●●●●」とすること。
 - ⑨ タクシー会社名及び配車を依頼する場合の連絡先
 - (2) タクシー乗車券(裏面)
 - ① 無線番号
 - ② 車輌・無線ナンバー
 - ③ 支部名
 - ④ 氏名
 - (3) 半券 (表面)
 - ① 乗車券通し番号
 - ② 月日
 - ③ 経路
 - 4) 料金
 - ⑤ 部課
 - ⑥ 氏名

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。 ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び 登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を 警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が 当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明 したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。